第2章

令和4年版
再犯防止推進白書

就労・住居の確保等のための取組

第1節 就労の確保等
第2節 住居の確保等

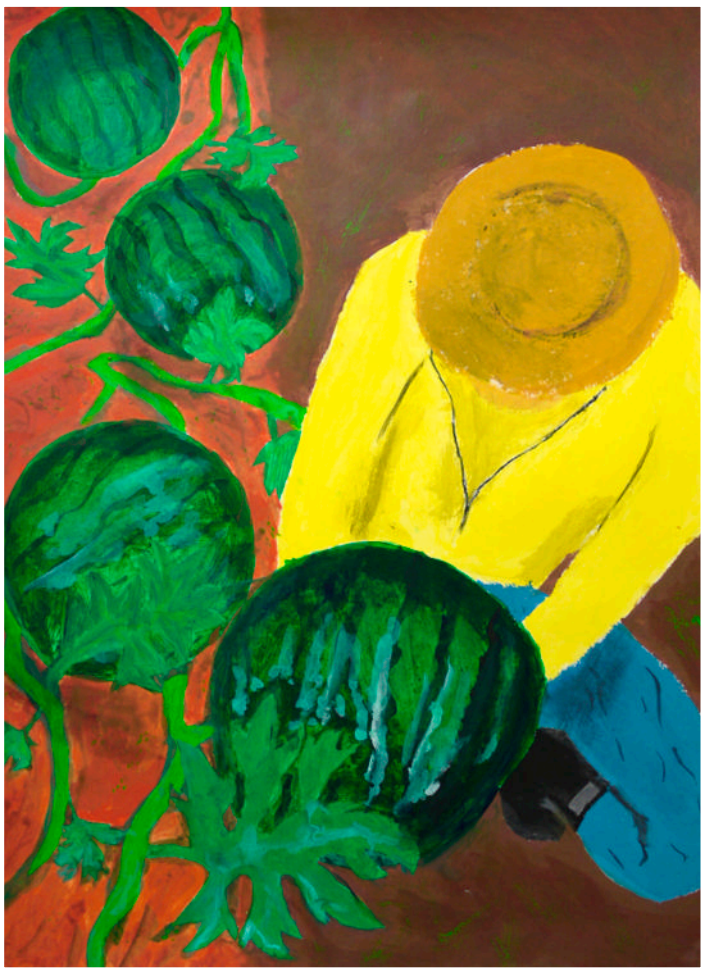

畑パワー

第2章 就労・住居の確保等のための取組

第1節 就労の確保等

1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

（1）職業適性等の把握【施策番号1※1】

（2）就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、矯正施設※2において、就労支援体制の充実のため、2006年度（平成18年度）から非常勤職員である就労支援スタッフ※3を配置し、2019年度（令和元年度）からは常勤職員である就労支援専門官※4を配置しているほか、2022年度（令和４年度）からは、就労支援の要となる統括矯正処遇官（就労支援担当）※5を新たに配置した。

さらに、2020年度（令和２年度）からは、就労の確保及び職場定着に困難が伴う受刑者に対して、矯正官署（ここでは矯正管区及び刑事施設※6をいう。）及び更生保護官署（地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。以下同じ。）が連携して、アセスメントに基づく矯正処遇、生活環境の調整及び就労の確保に向けた支援等を一体的に行う包括的な就労支援を実施している（2022年（令和４年）４月現在、札幌刑務所、川越少年刑務所、名古屋刑務所、加古川刑務所及び福岡刑務所の５庁を実施庁に指定）。

刑事施設では、受刑者に対して、特別改善指導（【施策番号83】参照）として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けて就労支援指導（**資2-2-1**参照）を実施している。2021年度（令和３年度）の受講開始人員は2,900人（前年度：2,952人）であった。また、2011年度（平成23年度）からは、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、公園の清掃作業などの社会貢献作業を実施している。2021年度（令和３年度）は、刑事施設31庁（前年度：25庁）が、45か所（前年度：26か所）の事業主体と協定を結んで実施した。

さらに、刑事施設及び少年院では、受刑者等の職業意識をかん養し、就労意欲を喚起することを目的として、協力雇用主※7等の出所者等の雇用経験のある事業主等による職業に関する講話を実施している（2021年度（令和３年度）には、17庁（前年度：18庁）において延べ20回（前年度：19回）

※1　再犯防止推進計画
（https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/ns120000.html参照）との対応状況を明らかにするために付したもの。

※2　矯正施設
刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

※3　就労支援スタッフ
キャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員。受刑者等に対する面接・指導のほか、ハローワークや事業主との連絡調整業務等を担っている。2022年（令和4年）4月現在、刑事施設75庁（前年：76庁）、少年院42庁（前年：44庁）に配置されている。

※4　就労支援専門官
キャリアコンサルタント等の資格を有する常勤職員。就労支援対象者のうち、特に配慮を要する受刑者等に対する面接・指導のほか、就労支援スタッフ等に対する助言指導等を行っている。2022年（令和4年）4月現在、刑事施設18庁（前年：13庁）、少年院4庁（前年：3庁）に配置されている。

※5　統括矯正処遇官（就労支援担当）
刑事施設内での就労支援を担当する幹部職員。就労支援スタッフや就労支援専門官を指導・監督するほか、関係機関及び団体との連絡調整業務等を担っている。2022年度（令和4年度）に、刑事施設12庁に新たに配置されている。

※6　刑事施設
刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。

※7　協力雇用主
保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

の講話を実施し、延べ2,230人（前年度：2,364人）の受刑者等が受講）。

少年院では、就労先の職場への定着が出院後の再非行防止に有効であるとの観点から、在院者に対し、職業指導の一環として、就労及び職場定着のために必要な知識及び技能の習得を図ることを目的として、職業生活設計指導科を設けている。職業生活設計指導科では、受講者全員に対して統一的に行う必修プログラム64単元（就労支援ワークブック、ビジネスマナー、パソコン操作能力等）と、受講者個々の必要性に応じて選択的に行う選択プログラム30単元（安全衛生ベーシック講座、接客業ベーシック講座、成年就労ベーシック講座等）のうち12単元以上を組み合わせて行うこととしている。少年院における処遇の概要については【施策番号75】を参照。

保護観察所では、ハローワークと連携して、保護観察対象者等のうち、就労体験の乏しい者、就労に必要な知識・技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号５ア】参照）による就労支援を行っている。また、保護観察対象少年に対しては、必要に応じて、職業人として望ましい勤労観・職業観を醸成することを目的としたキャリア学習を実施し、社会的・職業的自立に向けた基礎となる能力や態度の育成に努めている。

資2-2-1　就労支援指導の概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

就労支援指導

■　指導の目標
　社会復帰後に職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。

- 対象者　・職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者　又は
  ・釈放の見込日からおおむね１年以内であり、稼働能力・就労意欲を有し、公共職業安定所による就労支援を受ける意志がある者のうち、刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者
- 指導者　刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（SST指導者）等
- 指導方法　SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）、講義、視聴覚教材　等
- 実施頻度等　１単元５０分　全１０単元　標準実施期間：５日間

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	講義
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	講義、討議
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話応対の仕方等）について、演習等を通じて習得させる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、ＳＳＴ
問題解決場面への対応	職場において、危機的な場面に陥った場合の対処法について、SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。 さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法を考えさせる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、ＳＳＴ、課題作成、意見発表、討議

出典：法務省資料による。

(3) 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。2021年度（令和３年度）には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計56科目（前年度：53科目）の職業訓練が実施され、１万1,440人（前年度：１万1,827人）が受講した。そのうち、溶接

技能者、自動車整備士、介護職員実務者研修修了証等の資格又は免許を取得した者は、延べ6,413人（前年度：6,249人）であった。また、職業訓練が、より出所後の就労に資するものとなるよう、有効求人倍率や企業からの受刑者雇用に係る相談件数、内定率、充足率等を考慮しながら、社会ニーズに沿った訓練科目等への見直しを行っており、2022年度（令和４年度）には、2021年度（令和３年度）に引き続き、建設・土木に関連する職業訓練を一部集約・統合して、同一施設において、より幅広い分野の資格を取得させるなど、訓練内容の更なる充実化を図っている。

また、2018年度（平成30年度）から、イメージと実際の就労環境のかい離を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種での就労を体験する職場体験制度を導入しているが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2021年度（令和３年度）には１庁で１人（前年：２庁２人、前々年：13庁35人）が職場体験を実施するにとどまった。

また、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人※8や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある（2021年度（令和３年度）は、外出19件（前年度：20件）、外泊０件（前年度：０件））。さらに、円滑な社会復帰を図るため必要があるときに、刑事施設の外で民間企業の事業所等に通勤させて、作業を行わせる外部通勤作業を実施しており、2021年度（令和３年度）末時点において、17庁において21か所の木工・金属・農業等の外部事業所がある。

少年院では、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。2022年（令和４年）４月１日には、少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）（【施策番号80】参照）の施行に合わせて、職業指導の再編（**資2-3-1**参照）を行い、製品企画科、総合建設科、生活関連サービス科やICT技術科を設け、時代のニーズに対応した能力の取得を目指している。なお、再編前の2021年（令和３年）には、情報処理科、介護福祉科等の職業指導を実施し、コンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修等、何らかの資格を取得した在院者は、延べ3,093人（前年：2,770人）であった。

保護観察所では、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を毎年主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

※8　引受人
引受人とは、刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その改善更生のために特に協力をする者をいう。

資2-3-1 少年院における職業指導種目の再編

職業指導種目の発展的再編

少年院法第25条（職業指導）

少年院の長は、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるため必要な職業指導を行うものとする。

時代のニーズに応じて再編

＜職業指導種目＞

※ 赤字は令和4年4月1日から再編した種目

職業生活設計指導

種目
- 職業生活設計指導科
- 職業生活技能向上指導科

職業能力開発指導

種目
- 製品企画科
- 総合建設科
- 自動車整備科
- 介護福祉科
- 生活関連サービス科
- ICT技術科

【職業生活技能向上指導科】
情緒の安定を図りながら、職業生活における自立を図るための知識及び技能を習得する。
（農園芸コース、手工芸コース）

【製品企画科】
製品の企画から展示・販売までを実践的に学ぶ。
（アグリコース、クラフトコース）

【総合建設科】
幅広く建築に関連する技能を習得する。
（土木・建築コース、建物設備コース）

【生活関連サービス科】
洗濯、清掃、環境整備等の生活に関連する技能を取得する。
（クリーニングコース、サービスコース）

【ICT技術科】
ITパスポート、マイクロソフトオフィススペシャリストの取得、プログラミング学習等、幅広くICT技術を学ぶ。

出典：法務省資料による。

（4）資格制限等の見直し【施策番号4】

法務省は、2018年度（平成30年度）に協力雇用主に対して、アンケート調査※9を実施したほか、

※9 協力雇用主に対するアンケート調査
協力雇用主の実情、ニーズ等を把握し、協力雇用主に必要な支援策等を検討するために実施したもの。調査内容は、雇用経験の有無、協力雇用主に対する支援として望むもの、協力雇用主に対する各種支援制度がどの程度周知されているか、雇用に当たっての問題点（資格制限、住居確保）等多岐にわたっている。

2019年度（令和元年度）に各府省庁に対して、前科による資格制限の見直しに関する業界団体からの要望の有無等についての調査を実施した。2021年（令和３年）５月に成立した少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）（【施策番号80】参照）に係る衆議院及び参議院法務委員会の附帯決議※10において、若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方についての検討等が求められた。

これらを踏まえ、2021年（令和３年）６月以降、「再犯防止推進計画等検討会」の下で、外部有識者を構成員とする「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」※11を開催することとし、同ワーキンググループにおいて、少年院在院者等に対して、制限を緩和すべき資格に関するニーズ調査や、資格を所管する関係省庁からのヒアリングを行うなど、所要の検討を進めている。

② 就職に向けた相談・支援等の充実

（1）刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】

ア　刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策（**資2-5-1**参照）を実施している。

この取組は、矯正施設在所者に対しては、ハローワークと矯正施設が連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施するなどして計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対しては、ハローワークと保護観察所が連携して、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施するものである。2021年度（令和３年度）は合計6,221人（前年度：6,947人）に対して支援を実施し、合計3,130件（前年度：3,194人）の就職に結び付けた（【指標番号５】参照）。

また、保護観察所とハローワークが連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、事業所の理解の促進を図る「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長３か月間、月額４万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを提供している。2021年度（令和３年度）は、セミナー・事業所見学会13回（前年度：17回）、職場体験講習１回（前年度：２回）を開催し、トライアル雇用により71人（前年度：216人）が採用された。

※10 少年法等の一部を改正する法律（令和３年法律第47号）に係る附帯決議
衆議院法務委員会における附帯決議（抜粋）
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
一・二 （略）
三　罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。
四・五 （略）
参議院法務委員会における附帯決議（抜粋）
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
一～三 （略）
四　罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。
五～八 （略）

※11 前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループの開催状況
https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00050.html

資2-5-1　刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（矯正施設・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化

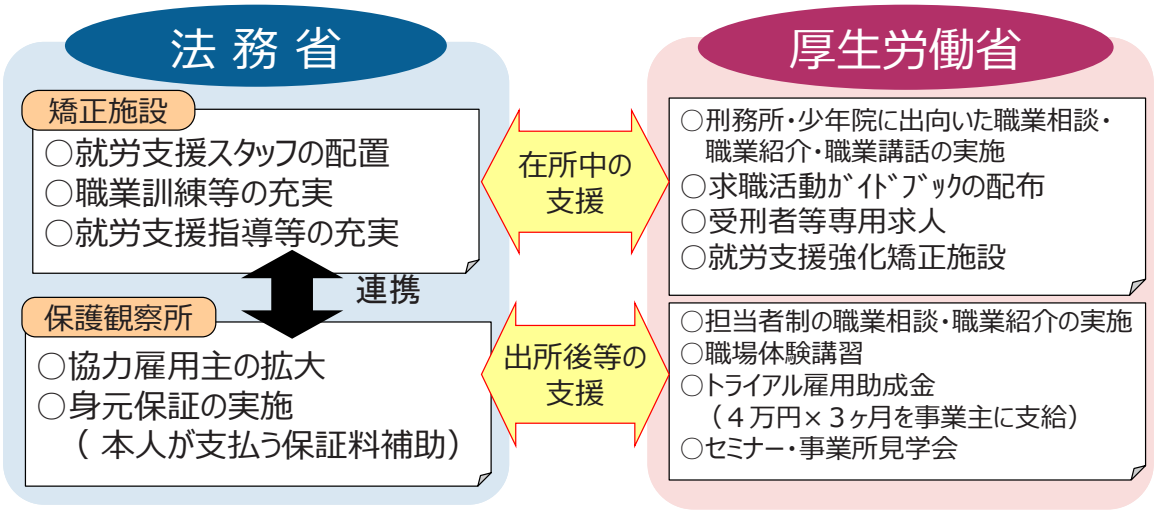

出典：法務省資料による。

イ　矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省は、全国８矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡）に矯正就労支援情報センター室※12（通称「コレワーク」。以下「コレワーク」という。資2-5-2参照）を設置し、各矯正管区が所管する地域の雇用情勢等に応じた、よりきめ細かな支援体制等の充実を図っている。

コレワークでは、受刑者等の帰住予定地※13や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介するなどしている。2021年度（令和３年度）は、事業者からの相談数は2,908件（前年度：1,715件）、採用内定件数は289件（前年度：118件）だった。

※12「コレワーク」関係資料URL
https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/pdf/CORRE-WORK_pamphlet.pdf
（法務省ホームページコレワーク紹介パンフレットのページへリンク。）

※13 帰住予定地
刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。

資2-5-2 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要

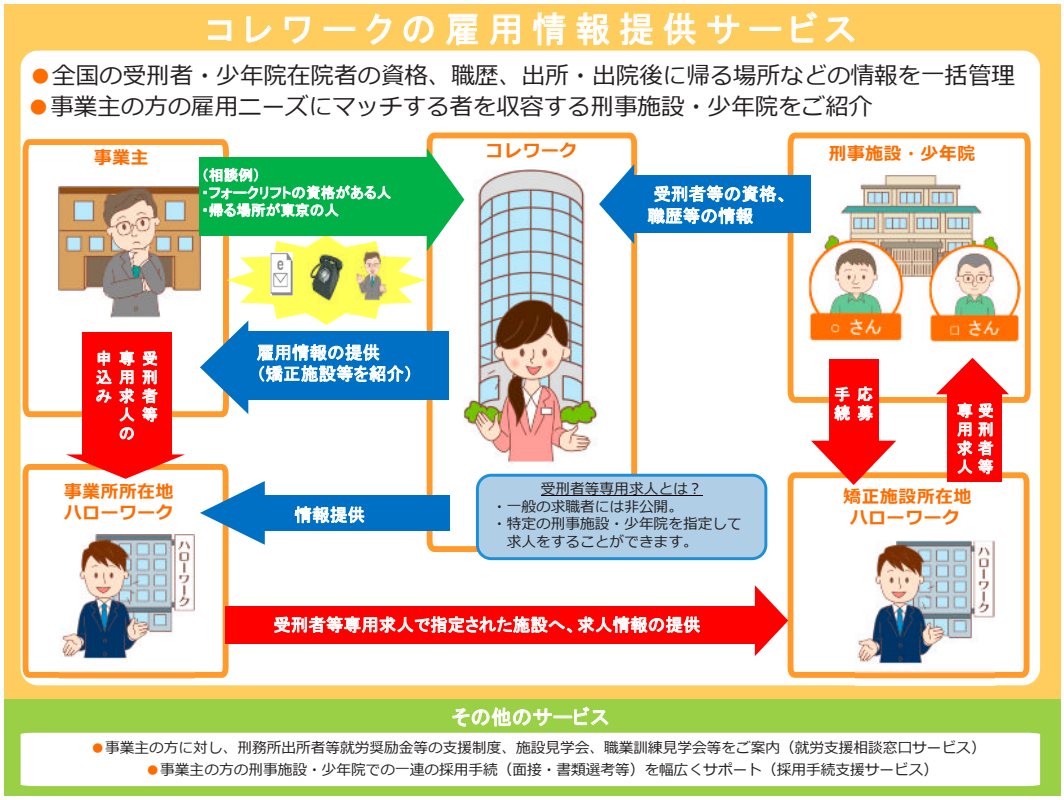

出典：法務省資料による。

ウ　更生保護就労支援事業

法務省は、保護観察所において、2011年度（平成23年度）から試行的に実施した成果を踏まえて、2014年度（平成26年度）から、更生保護就労支援事業（資2-5-3参照）を開始しており、2022年度（令和４年度）は、25庁（前年：23庁）で実施している。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな就労支援を行う「就職活動支援」及び就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び保護観察対象者等の双方に行う「職場定着支援」の各取組を行っている。2021年度（令和３年度）は、就職活動支援2,006件（前年：2,127件）、職場定着支援1,176件（前年：1,167件）を実施した。

なお、2012年（平成24年）１月から2021年度（令和３年度）までは、東日本大震災による被災が甚大であった岩手県、宮城県及び福島県における本事業を更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付け、「就職活動支援」及び「職場定着支援」に加え、協力雇用主の開拓や協力雇用主研修の実施等を行う「雇用基盤整備」及び定住先が円滑に確保できないことにより就労確保にも困難を抱える刑務所出所者等の定住を実現する「定住支援」の取組も行った。2021年度（令和３年度）は、雇用基盤整備により79（前年度：91）の協力雇用主を新たに開拓し、58人（前年度：68人）に定住支援を実施した。

資2-5-3　更生保護就労支援事業の概要

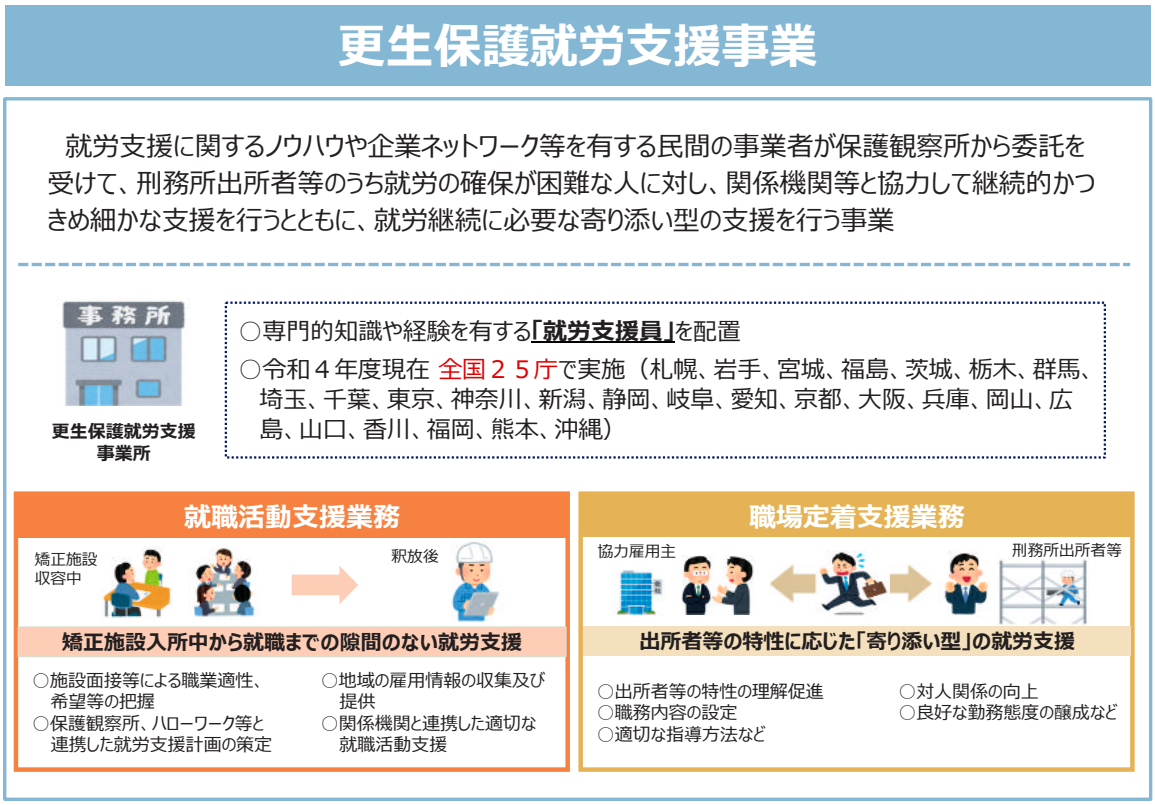

出典：法務省資料による。

エ　その他

法務省は、厚生労働省と連携し、矯正施設において、2014年（平成26年）２月から、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用を行っている。

2015年度（平成27年度）からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も開始している。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施している（2022年度（令和４年度）は刑事施設35庁、少年施設１庁に駐在）。

また、2018年度（平成30年度）からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」（**写真2-5-1**参照）を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。2021年度（令和３年度）は、「就労支援説明会」を延べ46回（前年：延べ51回）開催し、これに、延べ4,220人（前年：延べ4,629人）の受刑者等が参加しており、23件（前年：９件）の採用内定に結び付けた。

写真2-5-1　就労支援説明会の様子

写真提供：法務省

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

（2）非行少年に対する就労支援【施策番号6】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】参照）の一環として、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

そうした取組の一環として、少年サポートセンター※14が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている（**写真2-6-1**参照）。

写真2-6-1 就労支援の様子

写真提供：警察庁

❸ 新たな協力雇用主の開拓・確保

（1）企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】

法務省は、コレワーク（【施策番号５イ】参照）において、刑務所出所者等の雇用に興味がある企業等に対して、刑務所出所者等の雇用に関する制度等について説明する雇用支援セミナー（**写真2-7-1**参照）や、同セミナーと矯正施設の見学をセットにしたスタディツアー等（【コラム２】参照）を開催するなど、刑務所出所者等の雇用に関する働き掛けを積極的に実施しており、2021年度（令和３年度）には、2,036件（前年度：2,630件）の広報活動を実施した。

写真2-7-1 雇用支援セミナーの様子

写真提供：法務省

保護観察所では、各都道府県の就労支援事業者機構※15や更生保護関係者、矯正施設、労働局、ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、新たな協力雇用主の開拓・確保に努めている。2020年度（令和２年度）には、法務省幹部が経済界に対し、刑務所出所者等の就労施策について理解を求めるなど、協力関係の構築に努めた。

加えて、保護観察所や更生保護就労支援事業所（【施策番号５ウ】参照）では、協力雇用主募集のパンフレット※16の配布、協力雇用主募集ポスターの掲示※17、事業所への個別訪問、説明会の開催等を通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、多くの企業等に保護観察対象者等の雇用について理解と協力を求めている。

※14 少年サポートセンター
都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。

※15 就労支援事業者機構
犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人。認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（全国機構）と50の都道府県就労支援事業者機構（都道府県機構）がある。
全国機構は、中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立され、都道府県機構等に対する助成や協議会の開催等全国的なネットワークでの事業推進を図っており、都道府県機構は、協力雇用主等を会員に持ち、保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っている。

※16及び17 協力雇用主募集のパンフレット及びポスター
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html

これらの取組により、協力雇用主の数は順当に増加しており、2021年（令和３年）10月現在、２万4,665社となっている（【指標番号６】参照）。

なお、保護観察所において協力雇用主を登録する手続は、警察庁及び厚生労働省と協議した上で2018年（平成30年）８月に作成した「協力雇用主登録等要領」に基づいて適切に運用している。

Column 02 矯正施設における就労支援 ～スタディツアーによる理解促進～

山口刑務所

2021年（令和３年）12月13日、山口刑務所（山口県山口市）においてスタディツアーを開催しました。本スタディツアーは、再犯防止及び受刑者の円滑な社会復帰に向けた就労支援の一環として、出所者の就労先の拡充につなげるとともに、出所後直ちに就労できる環境づくりの重要性について、就労支援の関係者や民間協力者から理解を得ることを目的としたものです。

今回のスタディツアーでは、主に介護福祉関係者を対象として、山口刑務所の職業訓練の１つである介護福祉科の実施状況を中心に見学していただきました。これは、介護福祉科の修了者の就労先として、介護福祉施設が考えられるため、受刑者が改善更生及び社会復帰を目指して資格取得に励んでいる状況を実際に見ていただくことで、出所後の就労に対する理解を得られるようにしたいと考えたためです。当日は、山口県内の社会福祉関係者（15法人）及び山口市役所職員の合計27名に参加いただきました。本スタディーツアーでは、介護現場の業務に照らし合わせるように御覧いただき、参加者からは、自身の研修時代を思い出したとの感想もあるなど、特に興味を持っていただくことができました。

また、本スタディツアーでは、上記の職業訓練のほかに、刑務所内の施設見学も行いました。一般の方々にとっては刑事施設の内部は未知の世界であることから、どのような形で刑務作業等が行われているのかについて正しい認識を持ってもらうため、企画したものです。ふだん見ることのできない、受刑者が社会復帰に向けて取り組む姿を見ていただくことで、刑事施設や受刑者に対するイメージが変わるきっかけになり、出所後の雇用に対しても抵抗感が減ったのではないかと感じました。加えて、コレワーク中国（広島矯正管区矯正就労支援情報センター）（【施策番号５イ】参照）から、再犯防止のための就労の確保の大切さや、出所者の雇用に関する制度等（協力雇用主等）について説明を行いました。出所者の雇用については、不安を感じている事業主も多いものと思われますが、この不安を少しでも解消するため、コレワークでは各種サポート体制を整えています。これらのサポートが出所者の雇用について前向きに検討していただくきっかけになれば幸いです。

今回は、介護福祉関係者を対象にスタディツアーを実施しましたが、介護福祉関係の業務は、人と人が接する業務であり、出所者を雇用することをちゅうちょしてしまうこともあるかもしれません。一方で、スタディツアー実施前後に参加者に対して実施したアンケートの結果からは、スタディツアー実施前に約４割であった「出所者の雇用は困難」と考える意見が、実施後は約１割にまで減少しており、刑事施設内の見学や、出所者雇用に係る支援制度等に関する説明の場を設けることにより、出所者の雇用について、前向きに検討してもらうことにつながっていくのではないかと感じました。今後もこのような取組を継続して行い、出所者の雇用について、社会全体の理解が得られるよう努力していきたいと思います。

コレワーク室長による説明

(2) 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

農林水産省は、2016年度（平成28年度）から、農林漁業の関係団体のほか、個別の事業者に対しても、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。なお、農林漁業関係の協力雇用主の数は、2021年（令和3年）10月1日現在、471社（前年：460社））であった。

(3) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

保護観察所では、ハローワーク、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携し、協力雇用主募集のパンフレット及びポスターを活用した広報活動、協力雇用主に関心のある事業所への個別訪問及び説明会の開催（【施策番号7】参照）等を通じて、協力雇用主の少ない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努めている（協力雇用主数の推移は【指標番号6】、業種別協力雇用主数は【特集第3節-③-(2)】参照）。

4 協力雇用主の活動に対する支援の充実

(1) 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。加えて、保護観察所では、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行っているほか、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、協力雇用主が相互に情報交換を行っている。

また、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、保護観察所において、当該刑務所出所者等から同意を得た上で提供している。

(2) 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（**資2-11-1**参照）の活用、刑務所出所者等と雇用主の双方への寄り添い型の支援を行う更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）の実施、刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して、年間最大72万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金支給制度（**資2-11-2**参照）の活用及び受刑者の採用面接等を行う協力雇用主等に対する、面接時の矯正施設までの旅費の支給等により、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。刑務所出所者等就労奨励金支給制度においては、2022年度（令和4年度）から、他の年齢層と比べて、職場定着に困難を抱えやすい18・19歳の者を雇用し、かつ、その者に対して手厚く指導に当たる協力雇用主に対して、加算金を支給する制度を新たに導入し、協力雇用主への支援の更なる充実に努めている。2021年度（令和3年度）は、身元保証を1,544件（前年度：1,753件）、刑務所出所者等就労奨励金の支給を3,213件（前年度：3,321件）実施した。

加えて、2018年度（平成30年度）からは、企業がコレワーク（【施策番号5イ】参照）に無料で電話相談ができる無料通話回線を開設しているほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安、負担の軽減等に努めている。

資2-11-1　身元保証制度の概要

身元保証制度

就職時の身元保証人を確保できない刑務所出所者等について、民間事業者が１年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

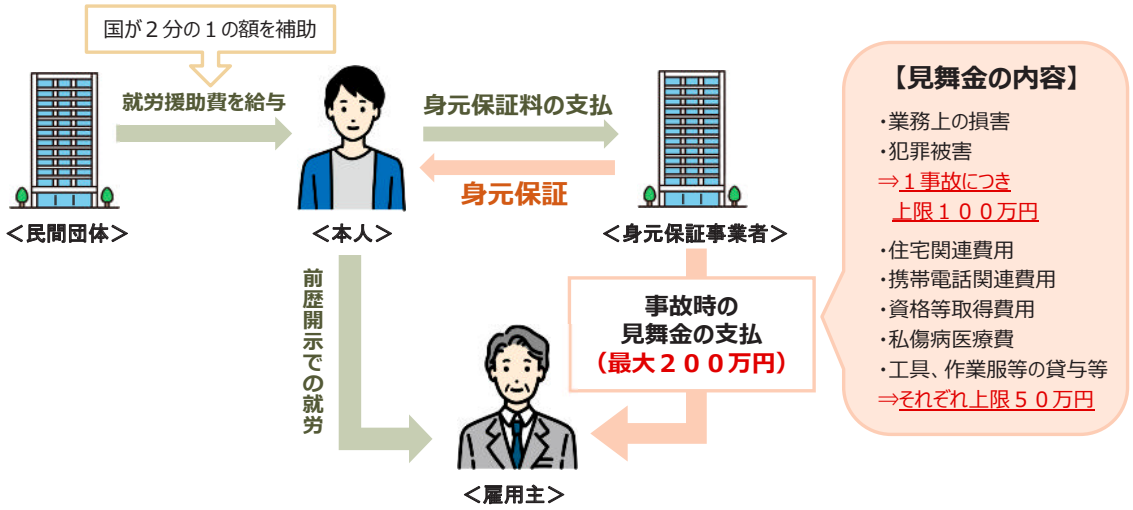

出典：法務省資料による。

資2-11-2　刑務所出所者等就労奨励金支給制度の概要

刑務所出所者等就労奨励金支給制度

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、保護観察所の依頼を受け、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導・助言を行った**協力雇用主**に対して、最長１年間、奨励金を支給する制度

（就労開始後）　１～６か月目　　７～１２か月目

就労・職場定着奨励金

Aコース
- ◆ 支給額：１～６か月目　毎月最大８万円
- ◆ 要　件：①保護観察対象者等を雇用した協力雇用主
  ②刑務所等在所中から就労を調整
  ③正社員又は１年以上の雇用見込み

or

Bコース
- ◆ 支給額：１～３か月目　毎月最大２万円
  ４～６か月目　毎月最大４万円
- ◆ 要　件：保護観察対象者等（Aコース以外）を雇用した協力雇用主

＋

就労・職場定着強化加算金
- ◆ 支給額：１～６か月目　毎月１万円
- ◆ 要　件：①**18歳・19歳**の保護観察対象者等を雇用した協力雇用主
  ②勤務時間外に月３回、職場定着に必要なフォローアップを実施

就労継続奨励金
- ◆ 支給額：９か月目　最大１２万円
  １２か月目　最大１２万円
- ◆ 要　件：保護観察対象者等を引き続き雇用する協力雇用主

協力雇用主とは
- 刑務所出所者等の前歴等の事情を理解した上で雇用し、その自立や社会復帰に協力する事業主
- 保護観察所に協力雇用主として登録
- 約２万５千社が登録（R3.10.1現在）

出典：法務省資料による。

(3) 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】

法務省は、身元保証制度（【施策番号11】参照）により、刑務所出所者等が負担する住宅関連費用を事業主が立て替えたまま返済されず未回収となった場合、当該事業主に一部見舞金を支給するなどの支援を行っている。

(4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】

法務省及び厚生労働省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、協力雇用主募集パンフレット及び協力雇用主募集ポスター（いずれも【施策番号7】参照）を作成し、関係省庁に配布した上で、これを活用した積極的な広報を依頼している。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、随時更新や見直しを行っている。

5 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

(1) 国による雇用等【施策番号14】

法務省及び厚生労働省は、2013年度（平成25年度）から、保護処分を受けた保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組を行っており、2021年度（令和3年度）末までに、法務省77人（うち少年鑑別所68人）、厚生労働省1人の合計78人の少年を雇用した。雇用期間中は、少年の特性に配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じる等のサポートを行っている。

法務省は、これらの取組実績を踏まえ、保護処分を受けた保護観察対象者を雇用する上での留意事項を整理した上で、2020年（令和2年）3月、他の府省庁に参考指針※18として示し、これらの者の雇用受入れについて協力を求めている。

なお、地方公共団体のうち、保護観察対象者を雇用する取組を実施している団体は、2021年（令和3年）12月末時点で69団体であり、2010年（平成22年）から2021年（令和3年）までで、延べ74人の保護観察対象者が雇用（予定を含む。）された。

(2) 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】

法務省は、2015年度（平成27年度）から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施している。また、更生保護官署が少額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。その結果、更生保護官署が発注した公共調達について、協力雇用主が受注した件数は2021年度（令和3年度）は28件（前年度：36件）であった。

また、2021年（令和3年）12月末現在、全国の都道府県及び市区町村のうち、171（前年：159）の地方公共団体では入札参加資格の審査に際して、68（前年：64）の地方公共団体では総合評価落札方式における評価に際して、それぞれ協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績等を評価している（**資2-15-1**参照）。

※18 参考指針
https://www.moj.go.jp/content/001318796.pdf

資2-15-1　地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

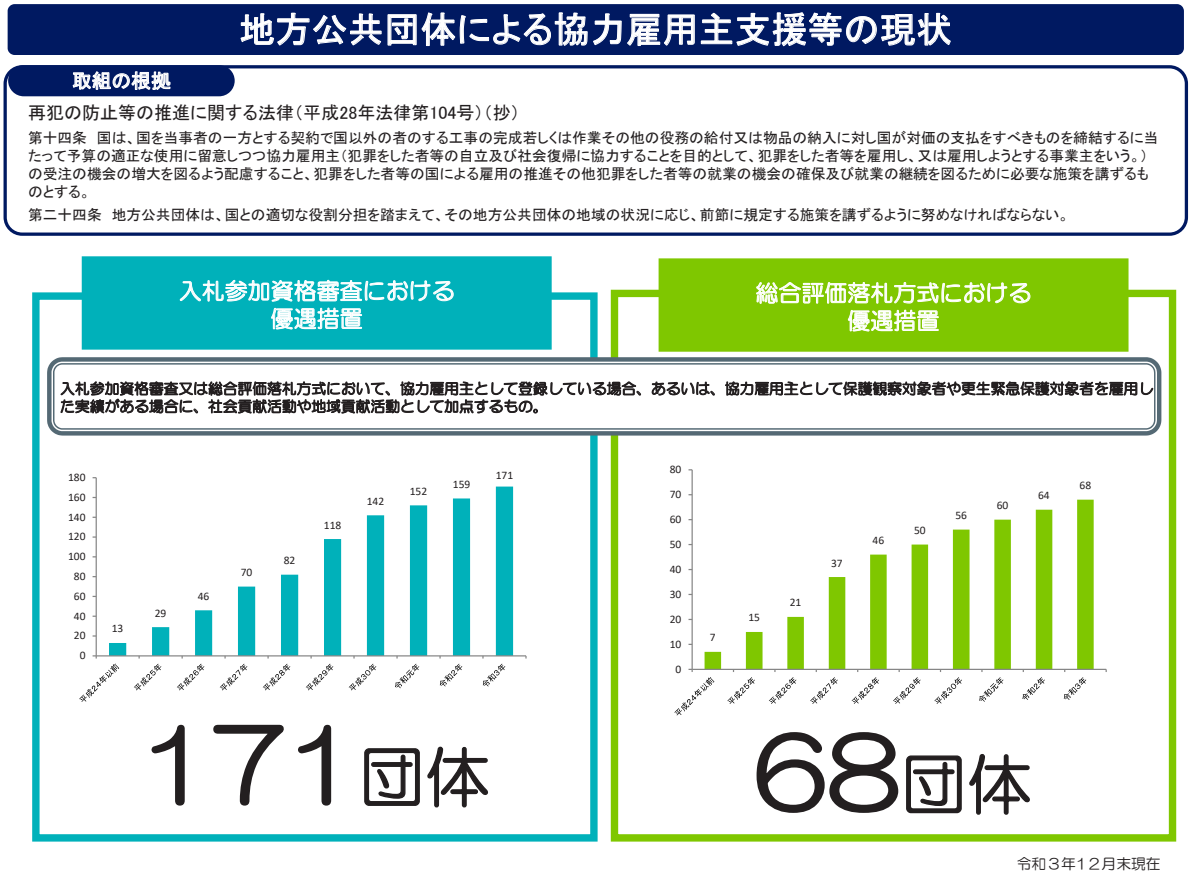

出典：法務省資料による。

（3）補助金の活用【施策番号16】

法務省は、総務省所管の「地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）」、農林水産省所管の「雇用就農資金」（令和３年度までは「農の雇用事業」）といった協力雇用主の活動に資する補助金が有効に活用されるよう、要件を満たすと考えられる協力雇用主に対して、これらの補助金に係る手続等を周知し、活用の検討を働き掛けるなどしている。

（4）協力雇用主に対する栄典【施策番号17】

法務省は、内閣府の協力を得て、協力雇用主に対する栄典の授与について検討を遂げ、2018年（平成30年）秋の褒章以降、2021年（令和３年）までに、更生保護に寄与した功績により、９名の協力雇用主が藍綬褒章を受章している。

6　就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

（1）就労した者の離職の防止【施策番号18】

法務省は、少年院において、2018年度（平成30年度）から、就労した者の離職を防止することを目的に、（公財）日本財団が実施している職親プロジェクト※19の参加企業の協力を得て、少年院在

※19 職親プロジェクト
（公財）日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。2022年（令和４年）３月までに、累計372名の少年院出院者や刑務所出所者が職親企業に内定している。

院者を対象に職場体験を積極的に実施する取組を実施している。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度（少年院法第146条）を設けており、2021年（令和３年）には退院者等からの相談を841件（前年：675件）受け付けた。

少年鑑別所では、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応しており、2021年（令和３年）は、１万3,613件（前年：１万1,527件）の相談等を受け付けた。その一環として、犯罪をした者等に対して、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所では、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認める場合、保護観察官が適時適切に当該保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、就労した者の離職の防止に努めている。また、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】参照）において「職場定着支援」を実施し、刑務所出所者等に対して就労後も継続的に訪問・指導などの支援を行っている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した支援対象者や雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

（2）雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】

法務省は、少年院において、少年院を出院した者を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けている（【施策番号18】参照）ほか、コレワークにおいても、協力雇用主の相談に応じるなど継続的支援を行っている（【施策番号５イ】参照）。

保護観察所では、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、協力雇用主の相談等に応じている。また、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】参照）における「職場定着支援」では、被雇用者である刑務所出所者等への支援に加えて、協力雇用主に対しても、被雇用者への適切な指導方法等について助言を行うなど、被雇用者と協力雇用主双方への継続的な支援を行っている。

ハローワークの取組は【施策番号18】を参照。

（3）離職した者の再就職支援【施策番号20】

法務省は、保護観察所において、離職した保護観察対象者に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしており、特に、更生保護就労支援事業（【施策番号５ウ】参照）を実施している25庁においては、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、更生保護就労支援事業所がきめ細かな就職活動支援を行っている。また、地域によっては、協力雇用主らが、協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を組織し、情報交換等を行いながら、保護観察対象者等の雇用に取り組んでいることから、同会との連携を通じて、離職者も含めた無職の保護観察対象者等の就職支援を進めている。

❼ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

（1）受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】

法務省は、2020年度（令和２年度）から、府中刑務所において、高齢により日常生活に支障が生じている者や心身の疾患等を有する者に対して、作業療法士等の専門的評価やアドバイスを得なが

ら、身体機能や認知機能の維持・向上を図り、段階的に一般的な生産作業に移行させるとともに、社会復帰に向けて身体機能及び認知機能を維持又は向上させる機能向上作業を試行開始し、2022年度（令和４年度）には全10庁で実施している。

さらに、法務省は、知的能力に制約がある、あるいは集中力が続かないなどの特性を有しているため、一般就労が困難あるいは継続できない者について、矯正施設在所中に、社会復帰に必要な認知機能等を向上させることにより就労や職場定着を図ることを目的として、2019年度（令和元年度）から、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの実施等を広島刑務所及び広島少年院において試行している。

（2）障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】

法務省及び厚生労働省は、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、障害者、生活困窮者も含めて、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している（【施策番号５ア】参照）。

法務省は、矯正施設在所者のうち障害等により就労が困難な者に対し、社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレットを配布している（2021年度（令和３年度）は、2,257部（前年度：3,885部）を配布）。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲や障害の程度等に応じて就労できるよう、引き続き、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業、就労継続支援Ｂ型事業、就労定着支援事業（以下「就労系サービス」という。**資2-22-1**参照。）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法[※20]に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携など手厚い専門的な対応が必要であるため、「社会生活支援特別加算」において、訓練系、就労系サービス（就労定着支援事業を除く。）事業所が、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害者を支援していること、又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを診療報酬上評価することで、受入れの促進を図ることとしている。

また、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）においても、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対する就労支援が可能であり、同法に基づく就労準備支援事業（**資2-22-2**参照）や就労訓練事業（**資2-22-3**参照）により、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

※20 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

資2-22-1 就労系障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 （規則第6条の9）	就労継続支援A型事業 （規則第6条の10第1項）	就労継続支援B型事業 （規則第6条の10第2項）	就労定着支援事業 （規則第6条の10の4）
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 （標準利用期間：2年） ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 （利用期間：制限なし）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 （利用期間：制限なし）	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 （利用期間：3年）
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
報酬単価	468～1，128単位／日 ＜定員20人以下の場合＞ ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	319～724単位／日 ＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞ ※「1日の平均労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」、「地域連携活動」の5つの項目による総合評価	Ⅰ.「平均工賃月額」に応じた報酬体系 566～702単位／日 ＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞ ※平均工賃月額が高いほど高い報酬 Ⅱ.「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系 556単位／日 ＜定員20人以下の場合＞	1，046～3，449単位／月 ＜利用者数20人以下の場合＞ ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）が高いほど高い報酬
事業所数	2,979事業所 （国保連データ令和4年4月）	4,202事業所 （国保連データ令和4年4月）	15,188事業所 （国保連データ令和4年4月）	1,459事業所 （国保連データ令和4年4月）
利用者数	35,569人 （国保連データ令和4年4月）	80,372人 （国保連データ令和4年4月）	310,084人 （国保連データ令和4年4月）	14,378人 （国保連データ令和4年4月）

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-2 就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業について

事業の概要

○ 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。（平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設）

支援の内容

- **対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成**。
- **プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施**。

対象者の様々な状態像

○決まった時間に起床・就寝できない等、**生活習慣の形成・改善が必要**
○他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの**社会参加能力の形成・改善が必要**
○**自尊感情や自己有用感を喪失**している
○**就労の意思が希薄**・**就労に関する能力が低い**
等

×

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

○**日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニュー**による支援。（対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要）
○**通所、合宿等の様々な形態で実施**。

（多様な支援メニューの例）
・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加
・就農訓練事業（平成28年4月より開始）
・福祉専門職との連携支援事業（平成29年4月より開始） 等

（生活・健康講座）
（農作業体験）
（封入作業）
（PC講座）
（就職面接等の講座）

効果

○ 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-3 就労訓練事業の概要

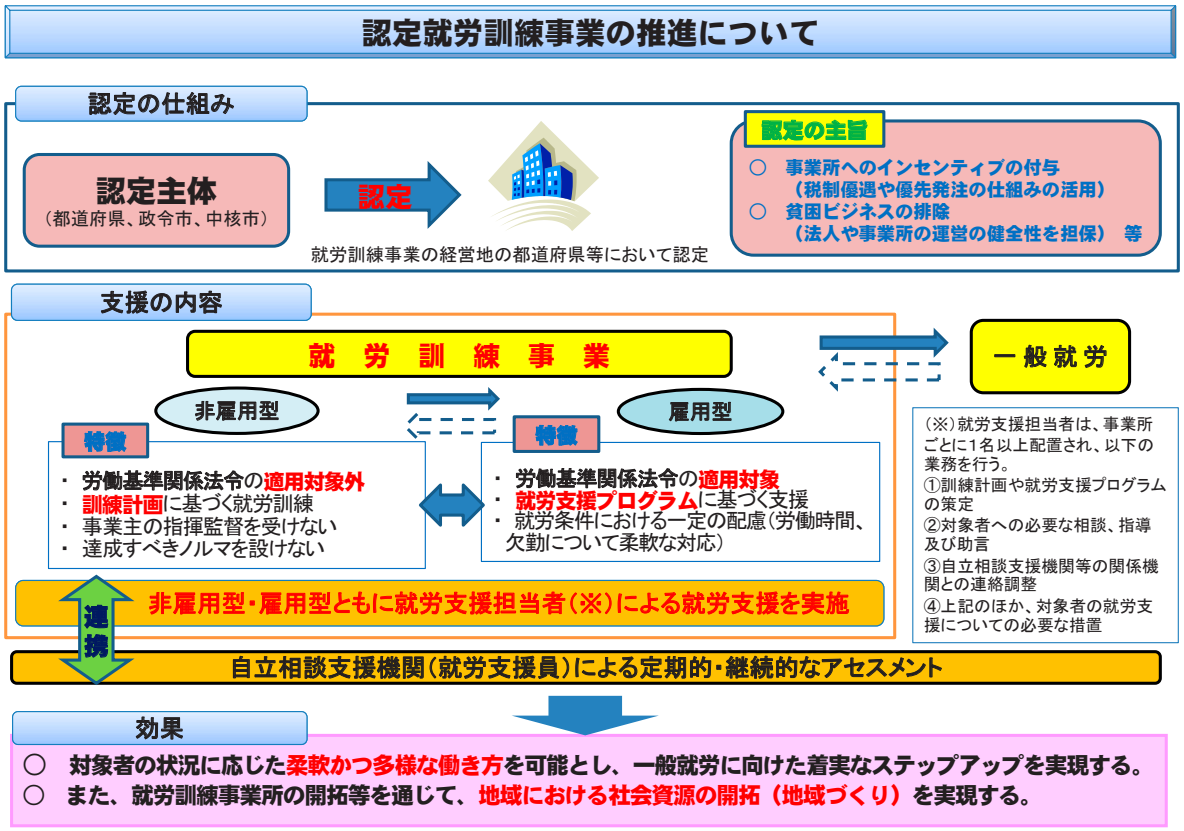

出典：厚生労働省資料による。

(3) ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】

法務省は、全国の保護観察所において、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との連携を進め、2022年（令和４年）５月末現在、全国169団体（前年：164団体）との間で、雇用や受入れ等の連携を実施している。また、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催し、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉的支援との狭間にある者への就労支援について協議を行っており、2021年度（令和３年度）は２回（前年度：２回）開催した。こうした中で、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについて、協力雇用主としての登録も促している。

また、2021年度（令和３年度）から、一部の刑事施設においても、ソーシャル・ファームとの連携体制の構築のため、ソーシャル・ファームとの意見交換会を開催しており、実際にソーシャル・ファームからの意見を聞くことで、受刑者等の社会復帰支援に活用できる社会資源の掘り起こしや、矯正と福祉の双方が抱える課題の解消につなげている。

さらに、2019年（令和元年）６月に決定された「農福連携[※21]等推進ビジョン」において、犯罪をした者等の立ち直りに向けた取組への広がりが示されたことから、法務省及び農林水産省が連携し、一般就労と福祉的支援との狭間にある刑務所出所者等の就農に向けた取組を推進している。

また、2020年（令和２年）３月に経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、地方公共団体、関係省庁等の様々な関係者が参加し、国民的運動として農福連携等を展開していくため、

※21 農福連携
農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

農福連携等応援コンソーシアムを設置するとともに、2021年（令和３年）からは、農福連携に取り組んでいる優れた事例を表彰し、全国への発信を通じて横展開を図る「ノウフク・アワード」を実施している。

Column 03

農福一体のソーシャル・ファーム（農福連携による社会復帰）

埼玉福興グループ

埼玉福興グループは、生活寮やグループホームの運営、農業分野での障害者雇用・就労支援事業を軸に、罪を犯した障害者、元受刑者、ニート、引きこもり、シングルマザー等が、「みんなでいっしょに働く」をモットーとするジャパンソーシャル・ファームとして、障害者や触法障害者、ニート等でも社会の中で必要とされることを目指し、活動している農福連携（【施策番号23】参照）の企業です。そして、水耕栽培、他企業と「いっしょに」300件の農家を支える野菜苗栽培、ほ場（田や畑等の農地のこと）での他企業と契約しながら進める玉ねぎや白菜の栽培のほか、地元の小学校と「いっしょに」自然栽培でお米を作ることで、ソーシャル・ファームでのエディブルスクールヤード（共に食物を育て、調理し、食べる体験を通じて行う教育）を行いながら、自校給食を守る活動までも進めています。

私たちの触法障害者への取組は、17年前、少年院からの受入れの相談に関する一本の電話から始まりました。我々は福祉に携わっている会社なので、「人を断ったら福祉ではない」との考えから、今まで様々な問題を抱える方と対峙してきました。しかし、「え、少年院から？直接？」と電話自体に困惑するとともに、支援を行うことについても、犯罪の内容も比較的重いようでしたので、申し訳ないけれども顔を見させていただき、本当の悪人なのか判断させてくださいとお願いしました。その後、職員から犯罪の経緯を聞いたり、実際にM君と会ったりする中で、M君が障害を抱えていることが分かったため、M君の受入れをスタートしました。農福一体の受入れであることから、M君を年代寮で受け入れ、仕事は就労継続支援B型事業所（【施策番号22】参照）での農業からスタートし、24時間一体で支援を行いました。具体的には24時間玉ねぎの話で過ごす毎日。「今日はどれだけできた？」、「明日は1反、収穫を終わらせるように。」、「明日は雨だから調整だね。」とこちらが指示を出すこともあれば、「班長の立場なので、あの子をどうしたらいいですか？」とM君から質問され、「作業はこう教えたらいいんじゃないか？」とアドバイスしたりするなど、言葉のキャッチボールを大切にしました。毎日農業の生活で、悪い事を考える隙を与えず、そのうちM君は書類の記録やトラクターの運転など、他の利用者ができない仕事もこなせるようになり、その後M君が17年もの間再び罪を犯すことがなかったことで、私たちがさいたま保護観察所長から感謝状を頂くまでになりました。M君は、現在では障害者雇用の「社員」です。

もう一人のT君は、悪い仲間に利用されて罪を犯し、少年院出院後も再犯をして拘置所に入所した人ですが、社会福祉事業団から連絡を受け面会に行くと、「農業やります！」と力強く言ってくれたため、支援を行うことに決めました。M君と同じように24時間の農業生活。M君が指導役、仲間内の調整役となって、T君にフォークリフトや車の免許を取得してもらい、T君を農業での障害者雇用へと導きました。

彼らと出会って、ここから支援を超えた人間的なつながりを作り、再犯しないようなやさしい社会環境、すなわち「社会的健康」を創ることがソーシャル・ファームであると考えるようになりました。ソーシャル・ファームは社会課題を解決する社会的企業。現在では罪を犯した障害者を受け入れるだけではなく、前科のあるアーティストも彼らを支えるスタッフとして働いています。また、2022年（令和４年）５月からは協力雇用主として保護観察中の18歳の若手の農業者を受け入れ、ソーシャル・ファームとして新たな挑戦をスタートしております。埼玉福興グループは、日本のソーシャル・ファームとして、一人一人が自分を信じて「社会的健康」を取り戻せる場所を創り、希望へと導いていく「社会的健康」企業としての道を新たな使命とし、気概をもって進んでいます。更に子供たちの未来に貢献し、ホリスティックに考え、人と人とが有機的につながり合い、そもそも犯罪が起こらない社会になるような活動を同時に進めていきます。

グリーンケアのオリーブ

有機栽培の玉ねぎを収穫する様子

第2節 住居の確保等

1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

(1) 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】

法務省は、保護観察所が行う受刑者等の釈放後の生活環境の調整※22を充実させるため、生活環境の調整に対する地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から受刑者等に対し帰住先※23等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、福祉サービスや民間の依存症回復支援施設等への帰住調整も含め、適切な帰住先を迅速に確保するための取組を行っている。2021年（令和3年）は、地方更生保護委員会における受刑者等に対する帰住先等の調整に関する面接調査が4,829件（前年：4,201件）行われた。また、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用を図ることを明記し、2020年度（令和2年度）からは、専ら当該調査及び調整を行う地方更生保護委員会の保護観察官を全国の刑事施設11庁※24に駐在させ、その運用の積極化を図っている。

(2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院では、保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施等への理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の働き掛け等を行っており、2021年（令和3年）は、674回（前年：679回）の保護者会を実施し、延べ1,538人（前年：2,248人）の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育※25への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するた

※22 生活環境の調整
受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。これに加えて、地方更生保護委員会において、調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所に対して指導や助言を行っているほか、収容中の者との面接等による調査も行っている。これらの調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。

※23 帰住先
帰住先とは、刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。

※24 地方更生保護委員会の保護観察官が駐在する刑事施設
札幌（札幌刑務支所を含む。）、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松及び福岡刑務所

※25 矯正教育
少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な指導。

めに努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。2021年（令和３年）は、新型コロナウイルス感染症対策のため、個別での開催に変更するなどの措置を講じた上で、87回（前年：137回）の保護者参加型プログラムを実施し、延べ400人（前年：880人）の保護者が参加した。

保護観察所では、受刑者等の出所後の生活環境の調整の一環として、受刑者等の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある受刑者等の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言等を行うため、引受人・家族会※26を開催している。2021年度（令和３年度）は、新型コロナウイルス感染症対策のため、集合形式の開催方法を見直し、引受人等に対して薬物依存に関する情報提供を個別に行ったほか、家族に対して外部講師を招いての個別相談会を開催するなど代替措置を講じ、引受人・家族会を89回（前年度：99回）実施、566人（前年度：492人）の引受人や家族が参加した。

2 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

（1）更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】

法務省は、出所後の適当な住居等がない刑務所出所者等を更生保護施設※27で一時的に受け入れて、社会適応に必要な生活指導を行うなど、刑務所出所者等の居場所の確保に取り組んでいる。2021年度（令和３年度）の更生保護施設への委託実人員は6,811人（前年度：7,206人）であり、そのうち、新たに委託を開始した人員は5,315人（前年度：5,791人）であった。また、１日当たり１人を単位とした年間収容延べ人員は54万2,407人（前年度：56万785人）で、１人当たりの平均在所期間は79.6日（前年度：77.8日）であった。法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの問題性に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、これらの指定する施設を拡大すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号37】を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号46】を参照）。

また、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、2022年（令和４年）までに満期釈放者の２年以内再入者数を２割以上減少させることを成果目標としていることを踏まえ、更生保護施設における満期釈放者の受入れ促進に取り組むとともに、満期釈放者等に対する相談支援等の充実に向けた取組を開始している（【施策番号94】参照）。

※26 引受人・家族会
保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けることができるようになること等を目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象として定期的に引受人・家族会を実施している。

※27 更生保護施設
更生保護施設は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護（【施策番号33】参照）の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行う施設。
2022年（令和４年）４月現在、全国に103施設あり、更生保護法人（更生保護事業法（平成７年法律第86号）第２条第６項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業（【施策番号27】参照）を営むことを目的とする団体が、更生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人）により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ１施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が88施設、女性のみ受け入れている施設が７施設、男女とも受け入れている施設が８施設となっている。収容定員の総計は2,405人であり、男性が成人1,900人と少年314人、女性が成人140人と少年51人である。

（2）更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】

法務省は、2019年（平成31年）３月、学識経験者等を構成員とする有識者検討会から、更生保護施設における処遇や支援の充実強化等を内容とする「これからの更生保護事業※28に関する提言」※29を得た。提言においては、更生保護施設退所者へのフォローアップの重要性等についての指摘がなされ、これを更生保護施設の処遇の一部として明確に位置付けるための制度の充実や見直し等が求められた。これを踏まえ、更生保護施設退所後の支援の充実を図るため、2021年（令和３年）10月から、全国８施設において、更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行い、これらの者の改善更生や地域生活への定着を図ることを目的とする訪問支援事業を開始している（【施策番号94】参照）。

（3）自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】

法務省は、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」（**資2-28-1**参照）を実施し、更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所※30や食事の提供、生活支援（自立準備支援）を委託している。2021年度（令和３年度）の委託実人員は1,863人（前年度：1,719人）（そのうち、新たに委託を開始した人員は1,474人（前年度：1,417人））、１日当たり１人を単位とした年間収容延べ人員は12万9,198人（前年度：12万7,567人）であり、１人当たりの平均在所期間は69.3日（前年度：74.2日）であった。

※28 更生保護事業
更生保護事業法第２条第１項に定める事業で、「継続保護事業」、「一時保護事業」及び「連絡助成事業」をいう。
継続保護事業とは、保護観察対象者等を更生保護施設に収容して、宿泊場所を供与し、必要な生活指導等を行い、その改善更生に必要な保護を行う事業。
一時保護事業とは、保護観察対象者等に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業。
連絡助成事業とは、継続保護事業、一時保護事業その他保護観察対象者等の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業。

※29「これからの更生保護事業に関する提言」関係資料URL
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo12_00002.html
（法務省ホームページ「これからの更生保護事業に関する有識者検討会について」ページへリンク。）

※30 自立準備ホーム
「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼ぶ。2022年（令和４年）４月現在の登録事業者数は473事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が154事業者、会社法人が125事業者、宗教法人が43事業者、その他が151事業者となっており、多様な法人・団体が登録されている。

資2-28-1 緊急的住居確保・自立支援対策の概要

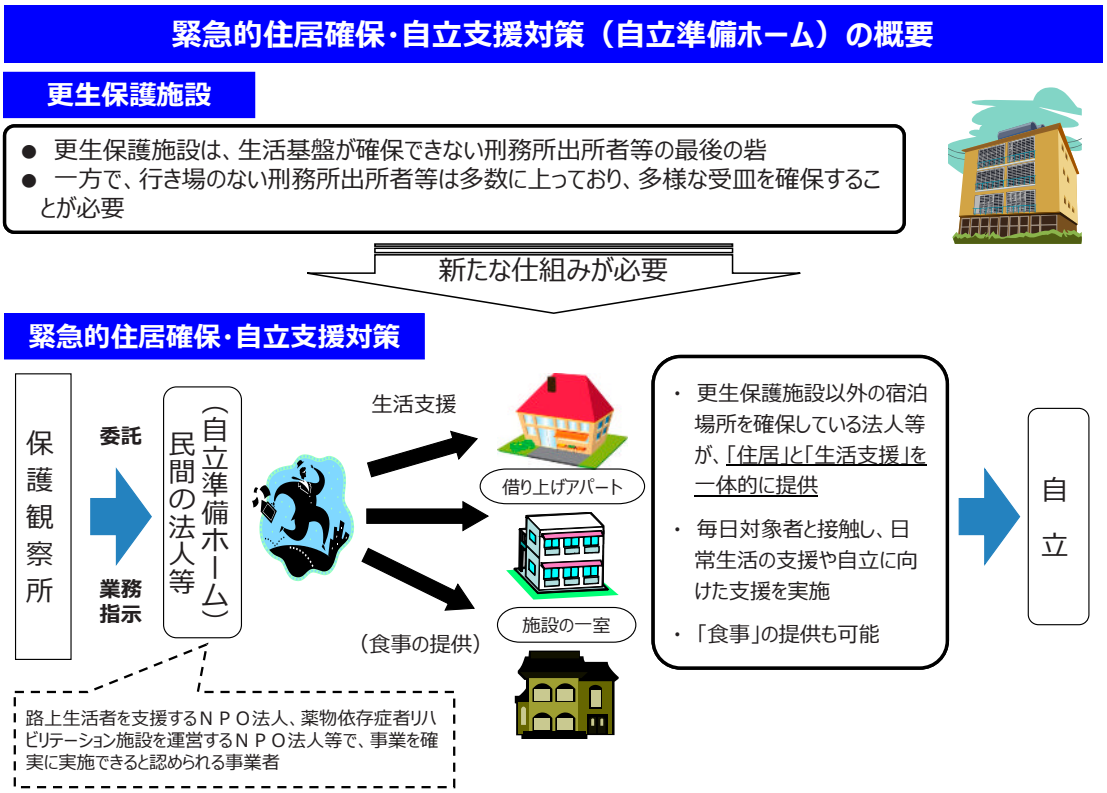

出典：法務省資料による。

③ 地域社会における定住先の確保

（1）住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、2018年度（平成30年度）に更生保護施設職員等に対して、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因についてアンケートを行ったところ、賃貸契約時の連帯保証人の確保や経済基盤の問題等が挙げられた。また、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、生活環境の調整等による受け皿の確保として「居住支援法人※31と連携した新たな支援の在り方を検討する」こととされた。そこで、2020年度（令和２年度）からは、刑務所出所者等の住まいの確保やセーフティーネット機能の強化に向けて、国土交通省、厚生労働省及び法務省が連携し、関係機関での情報共有や協議を行う「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を年に１回程度開催している。

また、2022年度（令和４年度）は、住まい支援の実務におけるより具体的な課題を把握・共有することを目的に、連絡協議会の下に「住まい支援における課題の把握に関するワーキンググループ」を設置し、関係省庁及び関係機関による実践的な報告や意見交換を実施している。

（2）住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、保護観察対象者等が居住するなど、公営住宅の事業主体である地方公共団体から相談があった際には、更生保護官署において、その相談内容を踏まえて当該保護観察対象者等に指導及び助

※31 居住支援法人
居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する法人）とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するもの。

言を行うとともに、身元保証制度（【施策番号11】参照）の活用事例について情報提供等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

(3) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、2017年（平成29年）12月に、各地方公共団体に対して、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請を行い、併せて、矯正施設出所者について、「著しく所得の低い世帯」として優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請するなど、公営住宅への入居における特別な配慮を行っている。

(4) 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第２条第１項が規定する住宅確保要配慮者※32に該当する者に対して、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。また、更生保護施設退所者の住居確保の観点から、保護観察対象者等の入居を拒まない住居の開拓・確保にも努めている。

(5) 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等による釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先が確保できていないなど、釈放後の生活が不安定となることが見込まれる満期出所者に対しては、刑事施設に配置された福祉専門官や非常勤の社会福祉士等が個別面接を行うなどして、受刑者本人のニーズを把握しながら、更生緊急保護※33の制度や、社会保障等の社会における各種手続に関する知識を付与し、必要な支援につなぐための働き掛けを行っている。

地方更生保護委員会では、満期出所が見込まれる受刑者等について、継続的に保護観察官による面接を実施し、更生緊急保護の制度について説示し、申出への動機付けを行うとともに、更生緊急保護の申出見込みについて保護観察所に必要な情報提供を行っている。また、保護観察所において、帰住先を確保できないまま満期出所した更生緊急保護対象者に対して、更生保護施設等への委託をするほか、必要に応じて保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報の提供を行うなどして、一時的な居場所の提供や地域社会における定住先の確保のための取組の充実を図っている。2021年（令和３年）は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,388人（前年：2,383人）の満期出所者等への宿泊場所の提供等を委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。

※32 住宅確保要配慮者
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等。

※33 更生緊急保護
更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後６月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に６月を超えない範囲内）において行うことができる。
なお、2022年（令和４年）６月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正後の更生保護法においては、更生緊急保護の対象者に、処分保留で釈放された者のうち検察官が罪を犯したと認めたものが追加された。また、更生緊急保護を行うことができる期間について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後６月の範囲内という原則的な期間に加えて、更生緊急保護の措置のうち金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に６月、その他のものについては更に１年６月（通算２年）を超えない範囲内において行うことができることとされた。さらに、矯正施設収容中の段階から更生緊急保護の申出を行うことができることとされた。
これらの改正については、令和５年中に施行される予定である。